

沖縄県公安委員会規則第15号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則を次のように定める。

令和7年12月12日

沖縄県公安委員会

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年沖縄県公安委員会規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条並びに沖縄県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年沖縄県条例第34号。以下「条例」という。）第3条第1項、第4条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、沖縄県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
 - (2) 法令 法律、法律に基づく命令、条例及び公安委員会が定める規則その他の規程をいう。
 - (3) 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
 - イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
 - (4) 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。
 - (5) 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知をいう。
 - (6) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき公安委員会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（手続等の公示）

第3条 公安委員会は、公安委員会等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を公示するものとする。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等）

第4条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条第1項又は条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第6条において同じ。）を使用する方法により申請等を行うものは、申請等を行うものの使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するもの（次項において「申請者の電子計算機」という。）から、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を入力し、申請等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により申請等を行うものは、公安委員会又は警察本部長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項を申請者の電子計算機から入力（書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録する場合を含む。）しなければならない。
- 3 前2項の規定により申請等を行うものは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会又は警察本部長の指定する当該申請等を行ったものを確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書
 - (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- 4 公安委員会等は、第1項及び第2項の規定により申請等を行うものが、同項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行うものの定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。
- 5 法令の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項及び第2項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等に記載されている又は記載すべき事項が入力されたものとみなす。
（申請等に係る署名等に代わる措置）

第5条 法第6条第4項及び条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第3項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行ったものを確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第6条 法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をするものについて対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会、警察本部長又は警察署長が認める場合
 - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると公安委員会、警察本部長又は警察署長が認める場合
 - (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第1項又は第2項の規定による入力に困難である場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが、不可能な場合又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合
- 2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第7条 公安委員会等は、法第7条第1項及び条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織（公安委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項、第8条及び第10条において同じ。）を使用する方法により処分通知等を行う場合（当該処分通知等を受けるものがあらかじめ当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をした場合に限る。）には、公安委員会等の使用する電子計算機から当該処分通知等の内容を入力し、処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機であって公安委員会が定める技術的基準に適合するものを介して処分通知等を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、公安委員会等は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第8条 法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出
（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第9条 法第7条第4項及び条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行ったものを確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受けるものについて対面により本人確認をする必要があると公安委員会、警察本部長又は警察署長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会、警察本部長又は警察署長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第11条 公安委員会等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって記録する方法によるものとする。

(作成等に係る署名等に代わる措置)

第12条 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて添付する措置とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、公安委員会又は警察本部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にされた申請等に対するこの規則による改正前の沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第6項の適用については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日がこの規則の施行の日以後である申請等について適用する。